ID:　433

担当部署:　こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	病児保育の利用の取消し
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則　第37条
例 規 番 号	平成30年規則第46号の2

【根拠条文】

（病児保育の利用の取消し）

第37条　園長は、病児保育の利用を認めた児童が、次の各号のいずれかに該当するときは、病児保育の利用を取り消すことができる。

(1)　利用目的に反する行為をしたとき。

(2)　認定こども園の指導に従わないとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか、災害その他の理由により認定こども園を利用できなくなったとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	令和3年10月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日